

大洲市農業委員会定例総会議事録

[illegible]

事務局（局長）	只今から、令和7年第6回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議 長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日、1番 池田幸二委員、9番 菊地正夫委員、11番 二宮康壽委員、31番 上満啓司委員より欠席の報告を受けております。 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。 まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、8番 森岡芳文委員と12番 川本由紀美委員を指名いたします。 次に、日程第2 書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。 それでは、日程第3 議案審議に入ります。 まず、議案第38号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼 農地係長）	議案書の1ページをご覧ください。 1番は、菅田町大竹字本白の畑1筆424.00㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を購入するものです。 所有権移転後は、果樹を栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 2番は、喜多山の畑2筆2,208㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を取得するものです。 所有権移転後は、筍や果樹を栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 3番は、肱川町宇和川の畑13筆4,628㎡について、譲渡人が県外在住で農地を耕作管理することが困難なため、付近に住む譲受人に譲渡するものです。 所有権移転後は、果樹等を栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 以上、3件のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
13番	1番案件について、ご説明いたします。 議案説明資料は、2ページを参考にしてください。 1番案件は、売買による所有権移転です。 申請地は、菅田コミュニティセンターから南へ約2.4kmのところに

	ある農地です。 先月 20 日に、事務局職員と現地確認を行いました。 申請地は、良好に管理されていることを確認いたしました。 譲受人は、家族で年間を通して農業に従事しており、今後も栗の栽培を行うため、耕作管理に問題はないと考えます。 調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	2 番。
20 番	2 番案件についてご説明いたします。 議案説明資料は 3 ページを参考にしてください。 2 番案件は、贈与による所有権移転です。 申請地は、J R 五十崎駅から 1 筆は北へ約 120 m、もう 1 筆は北西へ約 470 m のところにある農地です。 先月 19 日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地には筍や梅が栽培されており、良好に管理されていることを確認しました。 譲受人は、家族で年間を通して農業に従事しており、今後も筍や梅等の栽培を行うため、耕作管理に問題はないと考えます。 調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	3 番。
32 番	3 番案件について、ご説明いたします。 議案説明資料は 4 ページを参考にしてください。 3 番案件は、贈与による所有権移転です。 申請地は、大洲市立肱川中学校から西へ約 3 km のところにある農地です。 先月 22 日に、事務局職員と現地確認を行いました。 申請地は現在、耕作放棄地となっていますが、権利取得後は、申請地を整地し、銀杏や栗、イチジクなどの栽培を計画されており、今後の耕作状況を見守っていくこととします。 譲受人は、家族で年間を通して農業に従事をしており、耕作管理に問題はないと考えます。 そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員からの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに

	ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第 3 9 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (次長)	議案第 3 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明いたします。 議案書 2 ページ並びに議案説明資料の 5 ページから 8 ページをあわせてご覧ください。 1 番、徳森の土地 2 筆合計 2 7 0 m²の案件は、借受人世帯は現在親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭で不便なため、自己住宅の建築とその住宅への通路とするため申請地を借り受けようとするものです。 農地区分は、大洲市中心部から北東に約 4. 4 km のところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や、公共施設等も近くになく生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しています。 したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。 なお、本申請地の一部は、倉庫を建築している違反転用の状態です。これについて貸渡人から始末書が提出され、反省していますので、追認していただきますようお願いいたします。 以上 1 件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1 番。
6 番	それでは、1 番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の 5 ページから 8 ページを参考にしてください。申請地は 6 ページの位置図のとおり、大洲市立平小学校から北へ約 8 0 0 m に位置する農地になります。 まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。 次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい借入金で着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。 また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、7 ページの地番地目図のとおり、申請地に隣接する農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。 よって本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、貸渡人より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長 (会長)	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第40号『非農地証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼農政係長)	議案第40号「非農地証明について」ご説明いたします。 議案書3ページ並びに議案説明資料9ページから22ページまでを、あわせてご覧ください。 1番、八多喜町の土地9筆合計7,984㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄)し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地は、農業用機械が入る道もなく、農作業効率が悪いため、平成15年頃から耕作放棄しており、現在は、自然潰廃して、農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。 2番、肱川町宇和川の土地2筆合計2,195㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地は、急勾配の斜面であり、農作物を育てることが困難であるため、平成元年頃に杉を植林し、現在は、農地への復旧することが著しく困難となったとのことでございます。 3番、河辺町横山の土地5筆合計1,566㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄)し、また、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地のうち、面積が140㎡と479㎡の農地については、昭和59年末までに耕作放棄し、自然潰廃しており、また、残りの農地については、昭和50年代中盤までに杉を植林し、現在は、農地へ復旧することが著しく困難となったとのことでございます。 以上3件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
22番	それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の9ページから13ページを参考にしてください。 申請地は10ページの位置見取図のとおり、伊州子集会所から約150mから1.2kmまでの範囲に位置する農地になります。 5月19日に、事務局担当者と現地確認を行いました。 申請者の申立て、現地調査による土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることか

議 長（会長）

3 2 番

ら、復旧は著しく困難と思われます。
よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

2 番。

それでは、2 番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の 1 4 ページから 1 6 ページを参考にしてください。
申請地は 1 5 ページの位置図のとおり、上小薮集会所から約 2 4 0 m
および約 2 8 0 m に位置する農地になります。
5 月 2 2 日に、事務局担当者と現地確認を行いました。
申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも
植林から 2 0 年以上経過しているものと推察することができ、農地への
復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復
旧は著しく困難と思われます。
よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長（会長）

3 8 番

3 番。

それでは、3 番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の 1 7 ページから 2 2 ページを、参考にしてください。
申請地は 1 8 ページの位置見取図のとおり、三久保集会所から約 4 0
0 m から 9 4 0 m までの範囲に位置する農地になります。
5 月 2 2 日に、事務局担当者と現地確認を行いました。
面積が 1 4 0 m² の農地におきましては、1 筆の農地内にある袋地で、
周りの農地は栗などが植えられていましたが、当該農地にも最近植えら
れたと思われる柿や栗があるため、農地として管理されており、非農地
と判断することはできないと考えます。
それ以外の農地におきましては、申請者の申立て、現地調査による樹
木の生育状況や土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄又は植林
から 2 0 年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧
には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著
しく困難と思われます。
よって本件は、対象外とした 1 筆以外は、非農地と判断して差し支え
ないと考えます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長（会長）

委 員

議 長（会長）

委 員

議 長（会長）

地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

（質疑なし）

特にご質疑もないようですので、この証明願に係る土地については一
部を除き非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議ないものと認め、この証明願に係る土地については一部を除き
非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。

事務局（専門員兼
農地係長）

次に、議案第４１号『農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

議案第４１号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」ご説明いたします。

議案書４ページをご覧ください。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

貸し手、借り手、土地の所在、その他各計画内容につきましては、記載のとおりです。

今回の概要は、利用権設定のうち賃貸借の件・筆数が２２件・３８筆、利用権設定３６，１５４㎡、使用貸借の件・筆数が１８件・３４筆、利用権設定４３，１５８㎡で、議案書１６ページに記載のとおり、合計利用権設定の件・筆数が４０件・７２筆、利用権設定の総面積は７９，３１２㎡です。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書は１７ページをご覧ください。

１番、２番は同一案件です。東大洲の田について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により申請地を取得するものです。

面積は８５８㎡です。利用目的は水稻です。

以上所有権移転の件・筆数は、えひめ農林漁業振興機構が仲介しているため２件・２筆、総面積は１，７１６㎡です。

問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えています。

議題についての説明は以上です。

皆様にご連絡があります。

議案書４ページの「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」をご覧くださいと同時に前方のスクリーンもご覧ください。次回からは、えひめ農林漁業振興機構が仲介している１件目の貸し手側と２件目の借り手側の間の罫線を直線ではなく破線に様式を変更いたしますので、ご承知いただきますようお願い申し上げます。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

委 員

（意見なし）

議 長（会長）

特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして市長へ答申することにご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることにいたします。